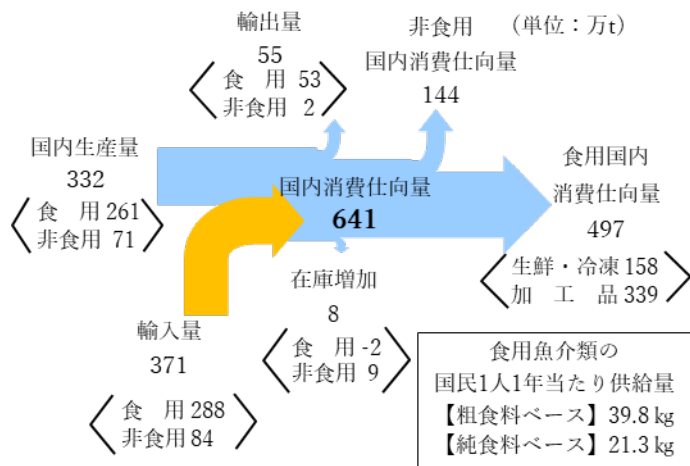


(1)水産物需給の動向

- 令和6(2024)年度の魚介類の国内消費仕向量は641万t(原魚換算ベース、概算値)。うち497万t(78%)が食用、144万t(22%)が非食用(飼肥料)。
- 令和6(2024)年度の食用魚介類の自給率(概算値)は、52%。

我が国の魚介類の生産・消費構造

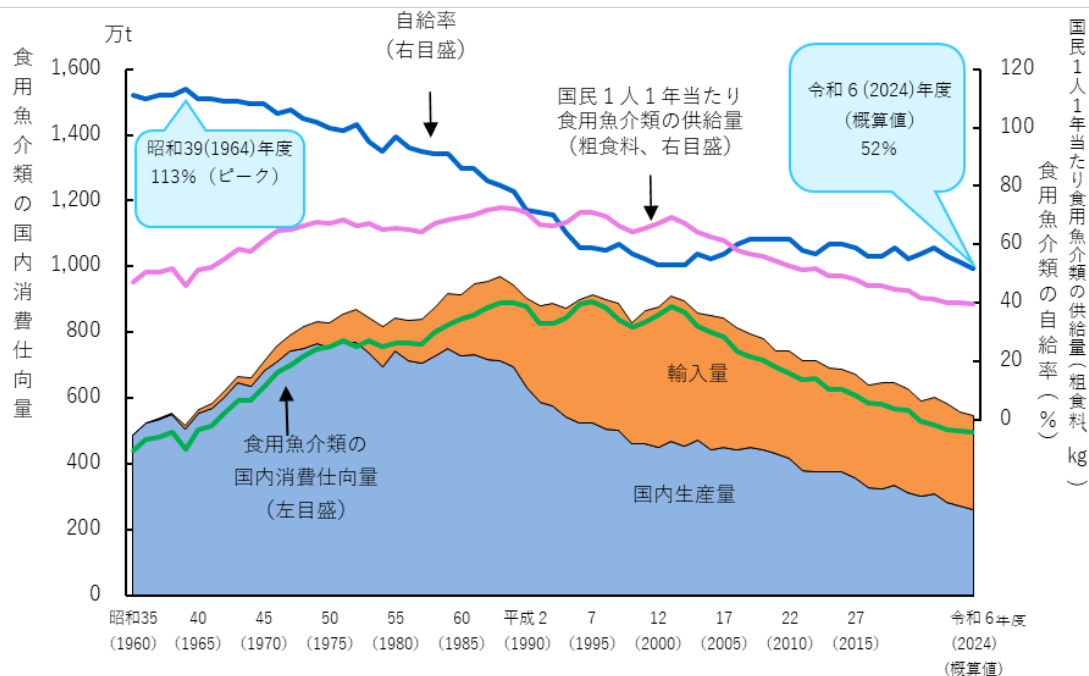
令和6(2024)年度(概算値)



資料:農林水産省「食料需給表」

- 注:1) 数値は原魚換算したものであり(純食料ベースの供給量を除く。)、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたものを含まない。
- 2) 原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。
- 3) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分(魚の頭、内臓、骨等)を除いた可食部分のみの数量。

食用魚介類の自給率の推移



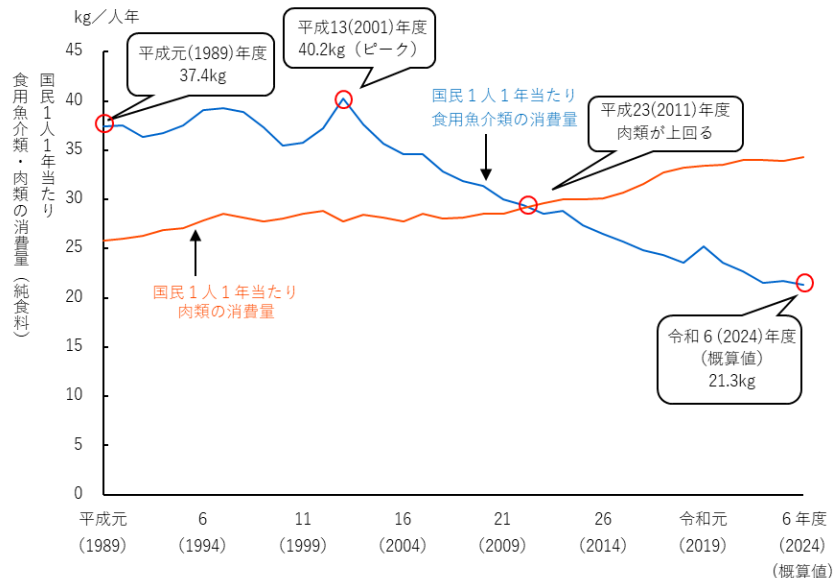
資料:農林水産省「食料需給表」

注:自給率(%)=(国内生産量÷国内消費仕向量)×100。国内消費仕向量=国内生産量+輸入量-輸出量±在庫の増減量。

(2)水産物消費の状況、水産物の消費拡大の取組

- ▶ 食用魚介類の1人1年当たりの消費量(純食料ベース)は、平成13(2001)年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23(2011)年度以降は、肉類の1人1年当たりの消費量を下回り、令和6(2024)年度は、21.3kg(概算値)。
- ▶ 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。「さかな×サステナ」をコンセプトに、全国の小売・外食・加工業者など幅広い賛同メンバーが販売フェア開催や限定メニューの提供、健康情報発信等の多様な取組を展開し、連携事例も拡大。
- ▶ 学校給食や課外授業を通じて子どもが水産物に親しむ機会を増やすことが、魚食文化の継承に重要。漁業者による出前授業等の「ぎょしょく教育」への注目の高まり。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化
(純食料ベース)



資料：農林水産省「食料需給表」

「さかなの日」アンバサダー・応援団・応援隊



「さかなの日」アンバサダー さかなクンと
「さかなの日」応援団のサザエさん一家

新体制となった「さかなの日」応援隊

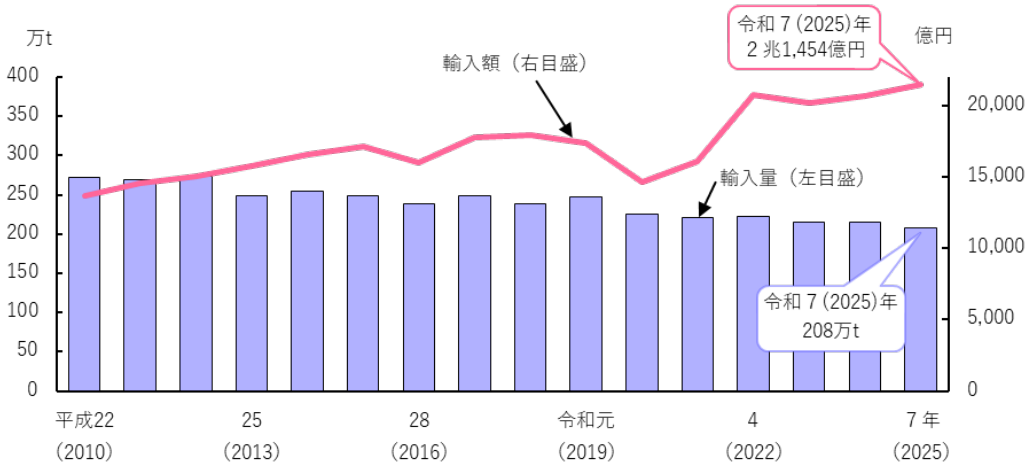


(3)水産物貿易の動向

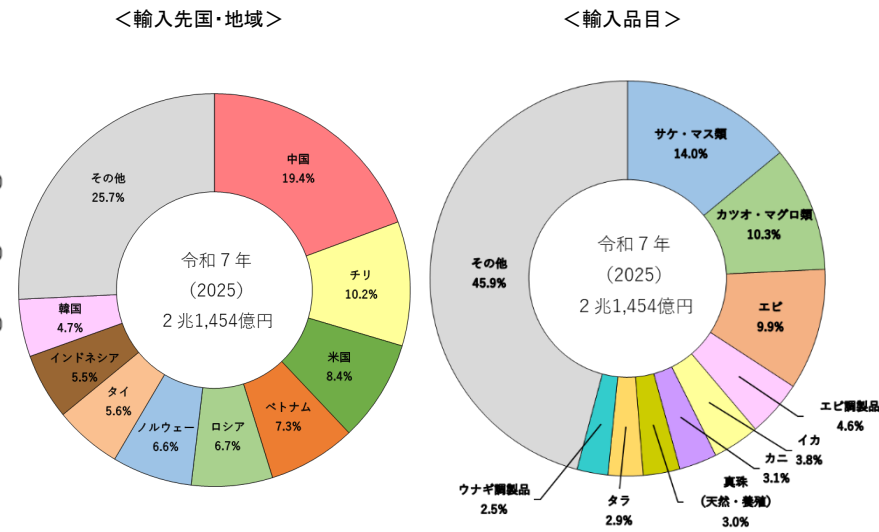
ア 水産物輸入の動向

- ▶ 令和7(2025)年の水産物輸入量(製品重量ベース)は、前年比3.4%減少の208万t。輸入額は前年比3.8%増加の2兆1,454億円。
- ▶ 主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国。品目別では、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

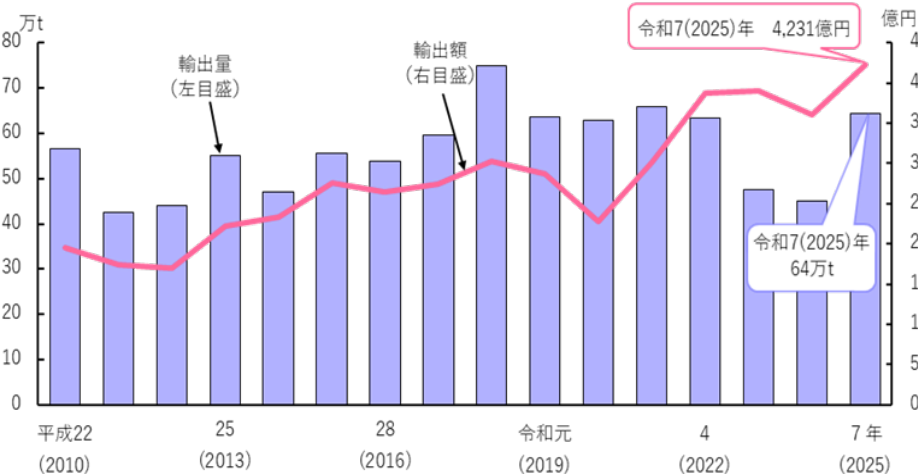


資料：財務省「貿易統計」(令和7(2025)年)に基づき水産庁で作成

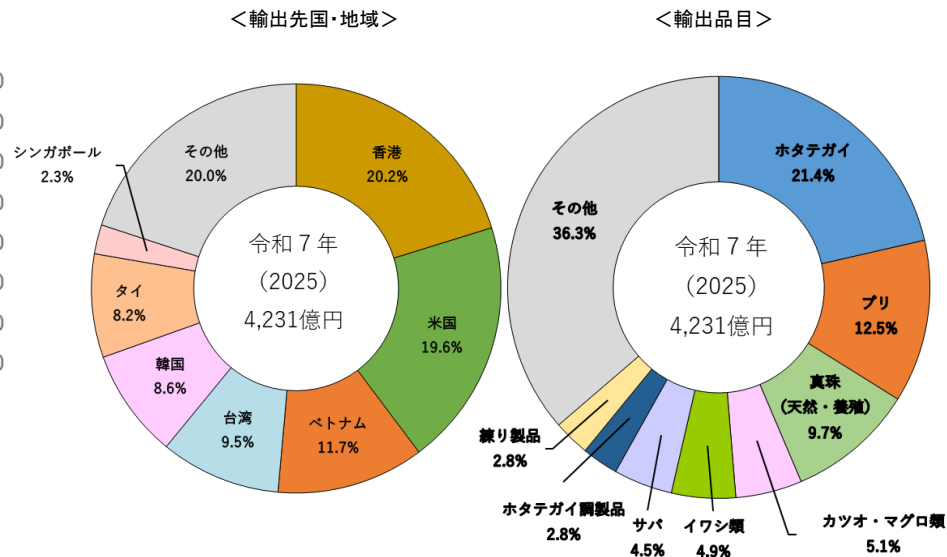
イ 水産物輸出の動向

- 令和7(2025)年の水産物輸出量(製品重量ベース)は、前年比42.9%増の64万t。輸出額は、前年比17.2%増で過去最高の4,231億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、米国、ベトナム。品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠が輸出額の上位。
- 輸出重点品目ごとに設定されている輸出額目標に対して、水産物では、ホタテガイ、真珠、錦鯉の3品目で目標額を達成。
- 令和7(2025)年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を全面改訂し、水産物では新たにカキ・カキ加工品、ホタテガイ加工品が輸出重点品目に追加。ブリ、タイ、ホタテガイ・ホタテガイ加工品、カキ・カキ加工品、真珠及び、錦鯉の計6品目が輸出重点品目として選定。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

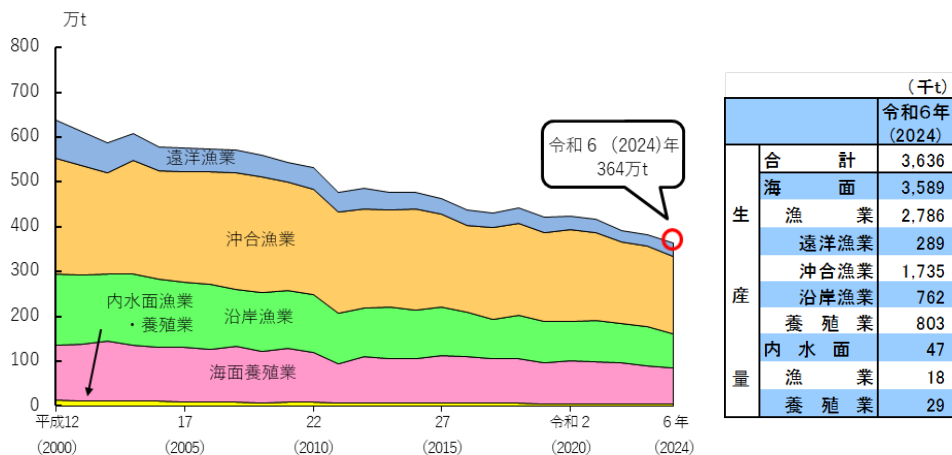


資料：財務省「貿易統計」(令和7(2025)年)に基づき水産庁で作成

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和6(2024)年の漁業・養殖業生産量は、前年から約19万t減の約364万t。うち海面漁業は前年から約14万t減の約279万t。マイワシ、ウルメイワシ等が減少。海面養殖業は約5万t減の約80万t。内水面漁業・養殖業は約5千t減の約5万t。
- 令和6(2024)年の漁業・養殖業の生産額は、前年から約541億円減の約1兆6,297億円。うち海面漁業は約604億円減の8,915億円、海面養殖業は約121億円増の約6,077億円、内水面漁業・養殖業は約58億円減の約1,305億円。

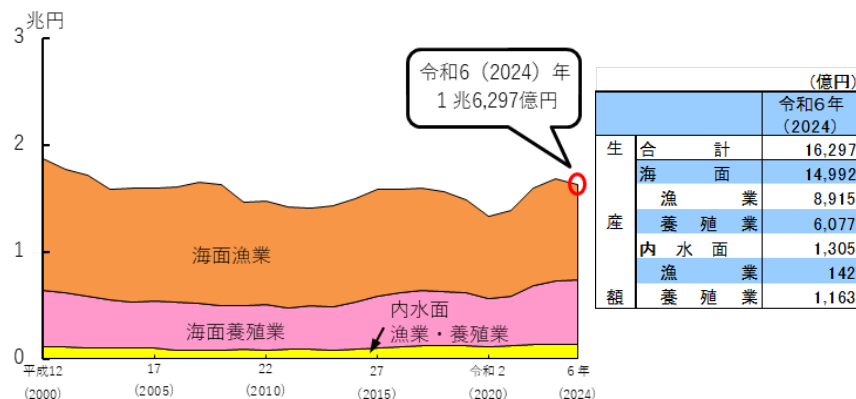
漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18(2006)年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19(2007)年以降は動力漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値となっている。平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



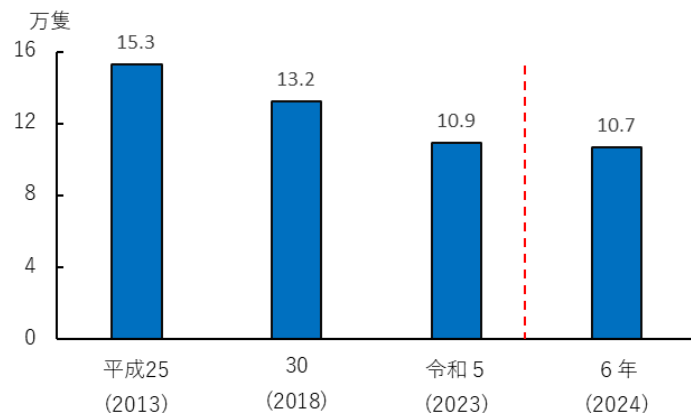
資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

(2) 漁業の経営の動向

- 漁船隻数は減少傾向にあり、高船齢化が進行。
- 漁船は基幹的な生産設備であり、水産庁は、漁船リース事業や、もうかる漁業事業を通じ、高性能漁船の導入等による収益性向上に向けた取組を支援。
- 漁業者が主に使用しているA重油価格は、国内の物価高や為替相場の変動等様々な要因により、高値水準で推移。
- 水産庁は、燃油の価格高騰対策として、漁業経営セーフティーネット構築事業等を措置。

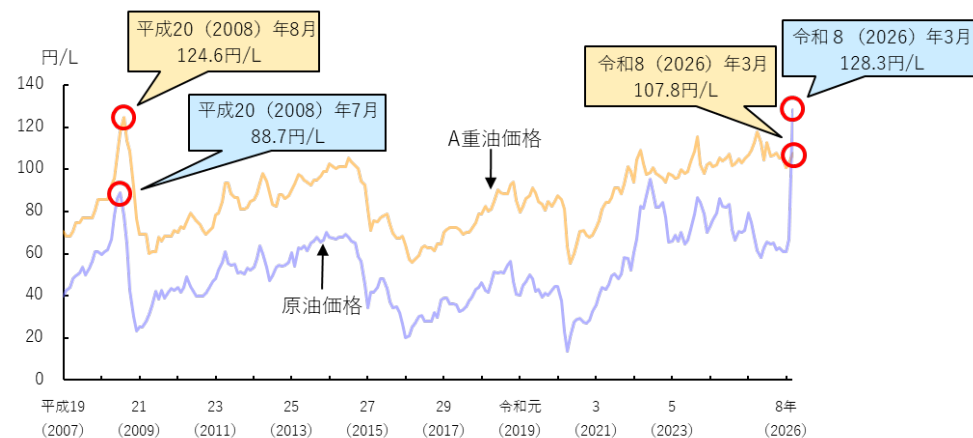
漁船の隻数の推移



資料：資料：農林水産省「漁業センサス」(平成1525(2013)、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和6(2024)年)

注：漁船とは、調査日(各年11月1日)時点で保有しており、過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほか付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

燃油価格の推移

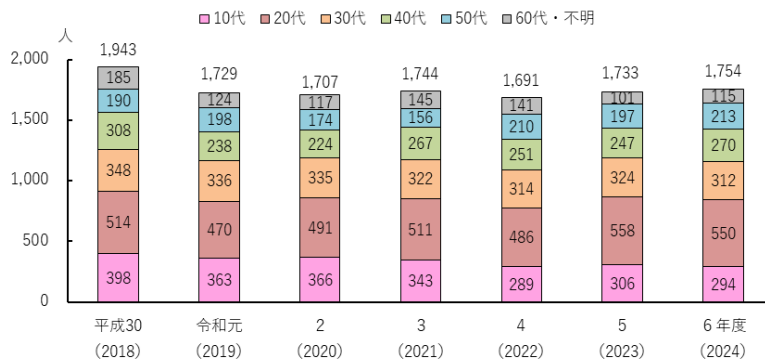


資料：水産庁調べ

(3) 漁業の就業者・漁業労働環境とスマート水産業推進に向けた技術活用

- ▶ 漁業就業者数は一貫して減少傾向の中、新規就業者数はおおむね1,700人程度で推移。
- ▶ 航海期間の長い遠洋漁業では海技士の取得機会の不足や若手人材の減少により、高齢化と人手不足が深刻化。このため、関係団体や政府は人材確保や研修・費用支援等により支援。
- ▶ 漁船事故のうち、死者・行方不明者が最も多いのは海中転落。海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割(非着用の場合と比べ約1.6倍の生存率)。
- ▶ 漁業・養殖業では、ICT・IoT・AI等の情報技術、ドローン等、先端技術の導入・普及が水産業の成長に向けて重要。

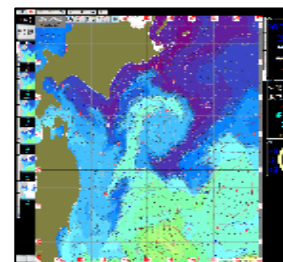
新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

スマート水産業が目指す将来像

- ✓ 200種程度の水産資源を対象に、資源評価
- ✓ 衛星データを活用し、赤潮や高水温の予測・対策を実施
- ✓ AIやロボット等により荷捌き・加工現場を自動化
- ✓ AI技術等を利用した漁場形成・漁海況予測システムを活用し、漁業の効率化を実現



漁場形成予測システム

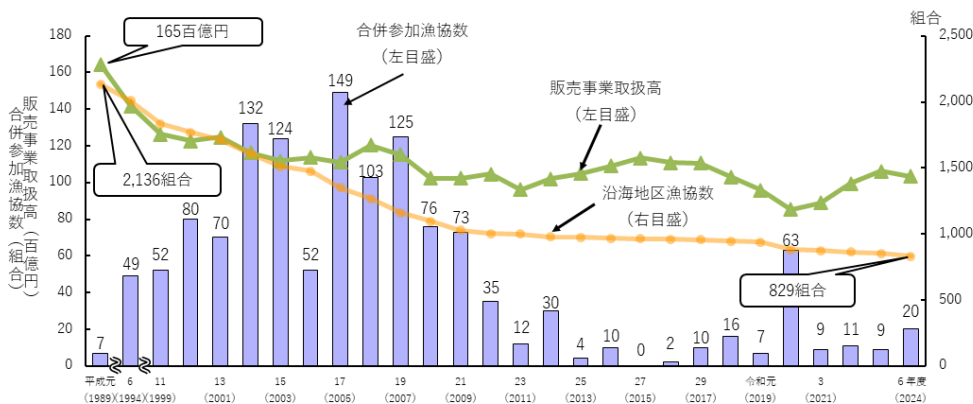


画像センシング技術を用いた自動選別

(4) 漁業協同組合の動向、水産物の加工・流通の動向

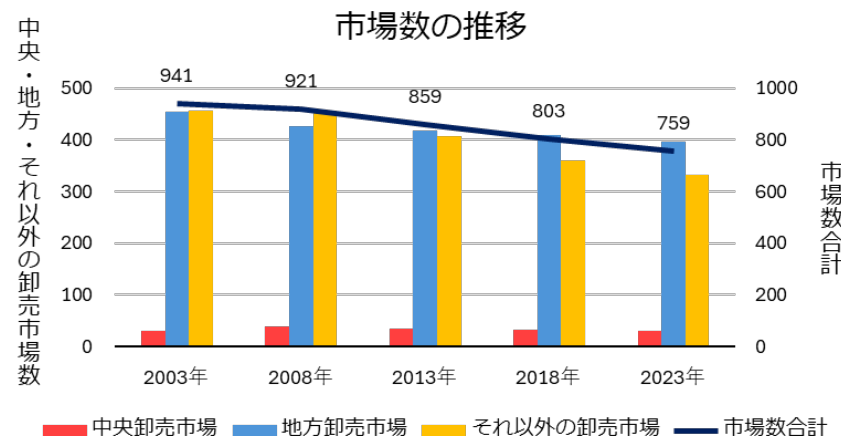
- 漁協は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。令和7(2025)年3月末時点の組合数(沿海地区)は829組合。合併等により組合の経営基盤等の強化を図る必要。
- 卸売市場は、水揚げした漁獲物を扱う産地卸売市場と、多様な水産物を集荷し、用途別に仕分け、買受人に販売する消費地卸売市場が存在。産地市場は小規模な市場が多く、価格形成力の弱さや高い固定経費等が課題。市場の統廃合等による市場機能の維持・強化を図る必要。
- 水産加工場は沿海地域に立地し、漁業とともに漁村地域の活性化に寄与する一方、水産加工業は経営体力や人手不足、原材料調達難等が課題。これに対応するため、水産庁は、生産から販売までをつなぐバリューチェーンの構築等の取組や、漁協と加工協等の連携強化等を支援。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数
及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表（販売事業取扱高）」及びJF全漁連調べ（合併参加漁協数）

産地卸売市場における市場数の推移



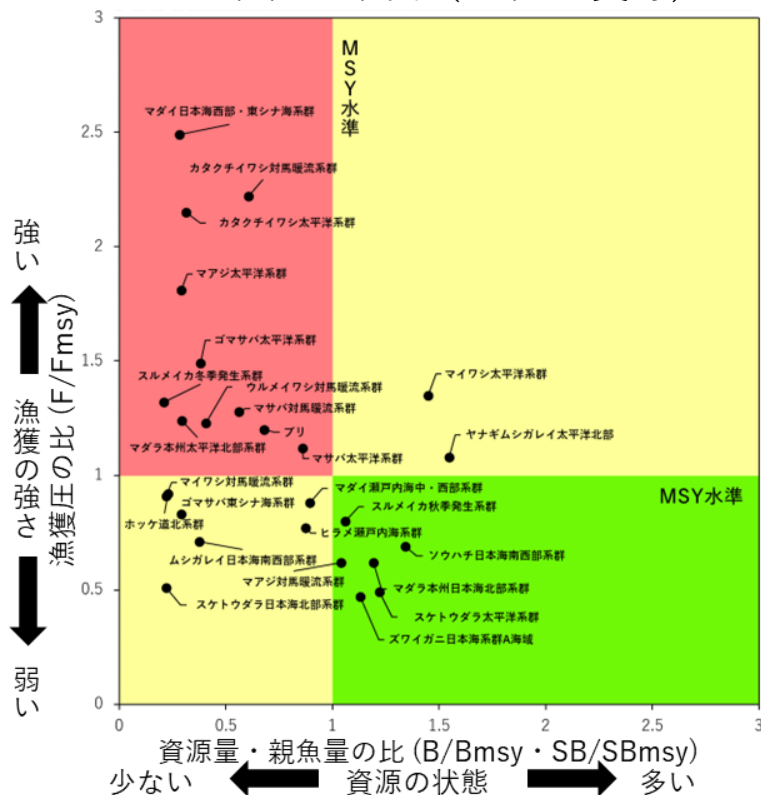
資料：農水省「水産加工業経営実態調査」より水産庁で作成

(1) 我が国の資源評価

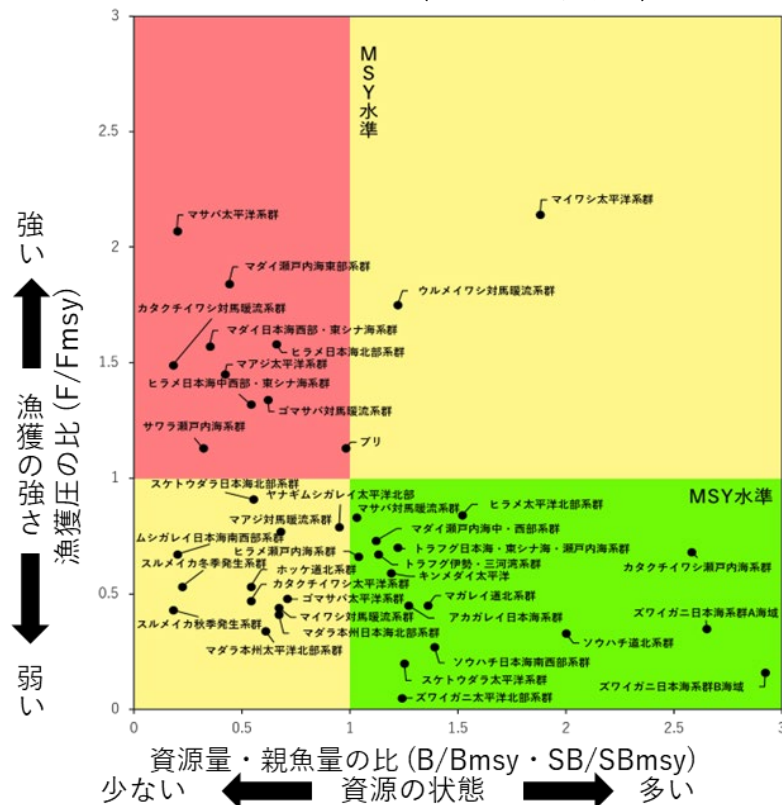
- 資源評価対象種を平成30(2018)年度の50種から、令和3(2021)年度までに192種に拡大。
- 資源評価対象種のうち、最大持続生産量(MSY)を達成するための資源量と漁獲の強さの算出を令和7(2025)年度までに22種40資源に実施。

MSYをベースとした資源評価

令和3年度 (17種26資源)



令和7年度 (22種40資源)



資料:水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成
なお、資源の名称については、資源評価当時に使用されていた名称で記載

(2) 我が国の資源管理(その1)

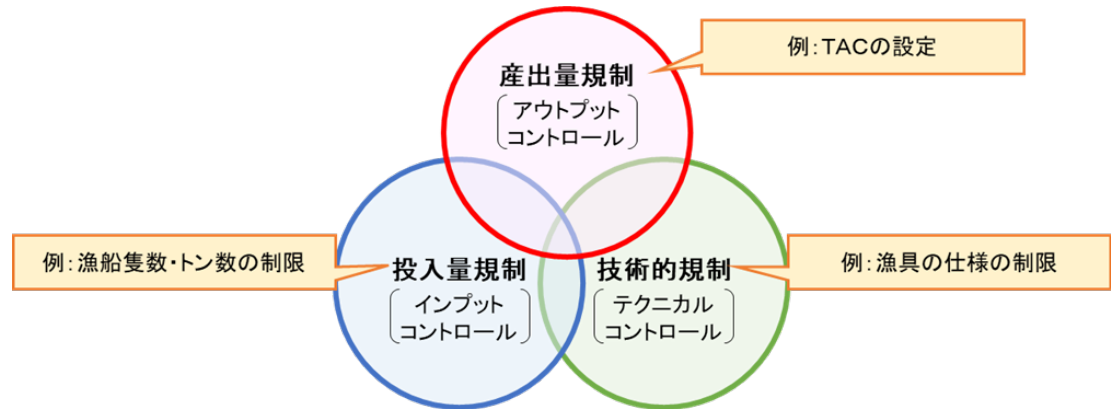
➤ 資源管理とは、漁業活動を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組であり、その手法は、

- 1) 投入量規制
- 2) 技術的規制
- 3) 産出量規制(TAC管理)

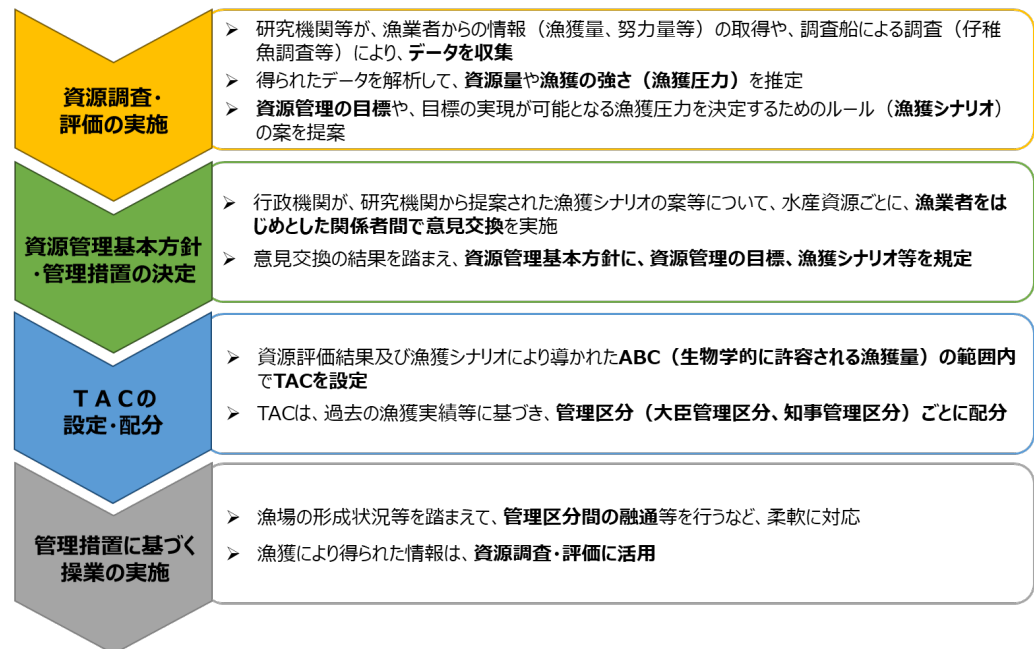
の三つに大別。

➤ 漁業法では、MSY(最大持続生産量)を実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、目標達成の手法はTAC管理が基本。

資源管理手法の相関図



TAC管理の流れ



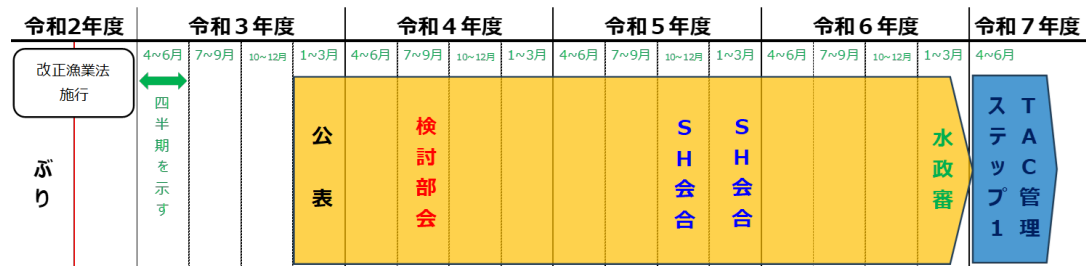
(2) 我が国の資源管理(その2)

- ▶ 漁業法に基づいて、「資源管理基本方針」を令和2(2020)年10月に策定。
- ▶ 同方針には、資源管理の基本的事項、資源ごとの管理目標、特定水産資源、TAC管理に必要な区分設定・配分基準等を規定。
- ▶ TAC資源の拡大は新ロードマップに沿って進められ、資源評価の状況や地域経済上の重要性等を踏まえ、優先度を決定。令和8(2026)年4月時点で漁獲量ベース7.7割まで拡大。
- ▶ TAC資源拡大に当たっては、水産政策審議会の部会で資源評価や現場意見を踏まえた検討を行い、その結果を基に水産庁が目標や漁獲シナリオ案を公表・説明し、ステークホルダー会合等を経て導入。令和2(2020)年以降は6種12資源が新たにTAC資源に追加され、導入初期には柔軟運用と段階的实施による「ステップアップ管理」を採用。

TAC資源拡大に向けた検討プロセス

- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒「水政審」という流れが基本。
 - ① 「公表」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。(令和4年度以降は説明会も実施)
 - ② 「検討部会」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
 - ③ 「SH会合」…資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の開催のタイミングを示し、ここでは従来のTAC資源と同様に、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
 - ④ 「水政審」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規TAC資源を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

◎「ぶり」の例



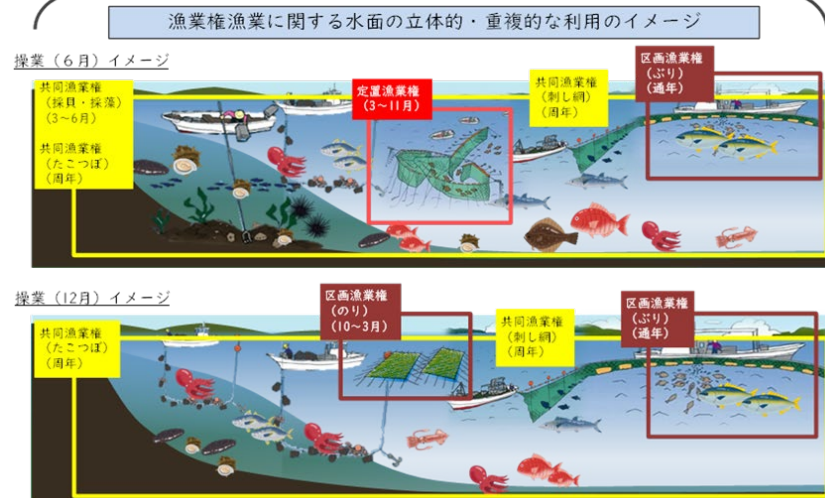
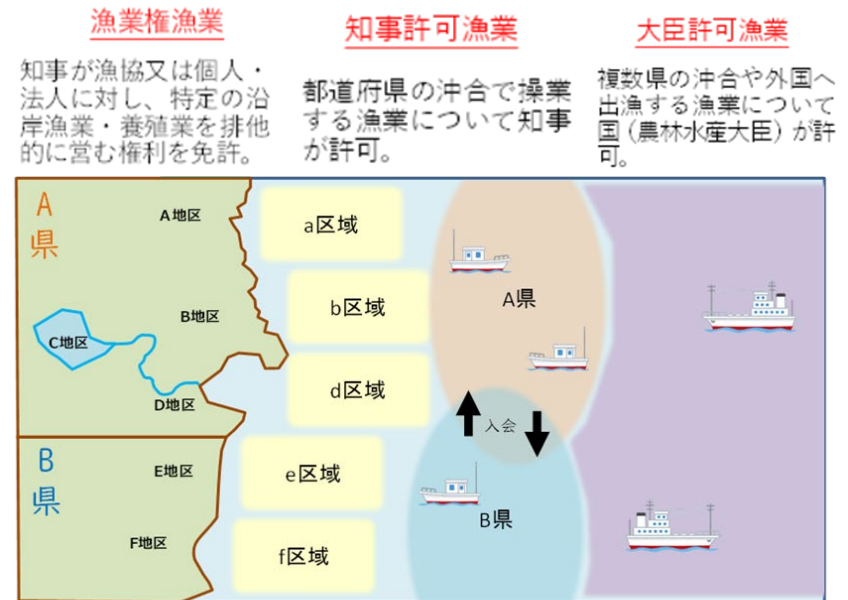
TAC資源拡大に係る進捗状況

TAC管理の開始時期	水産資源
令和6年1月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うめいわし対馬暖流系群
令和6年7月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和7年1月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和7年4月から開始	ぶり
令和7年9月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

(2) 我が国の資源管理(その3)

- 沿岸の定着性の高い資源を対象とする採貝・採藻等の漁業や、定置漁業、養殖業、内水面漁業等は、都道府県知事が漁協等に漁業権を免許。
- より広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業は、資源や他漁業との調整が必要となる場合等から、国又は都道府県による許可制度。
- 我が国では、公的規制と漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進。特にTAC資源以外については、漁業者の自主的な資源管理を推進。
- クロマグロの遊漁では、これまでの漁業者の取組に協力を求める方式から、遊漁者も漁業者と同様の資源管理の枠組みに参加する制度構築が課題。そのため、広域漁業調整委員会指示により、小型魚の採捕禁止や、大型魚採捕時の報告義務、大型魚の採捕禁止措置などの段階的な管理を導入。
- 令和8(2026)年4月からはクロマグロ遊漁の全体像の把握のための届出制を開始。

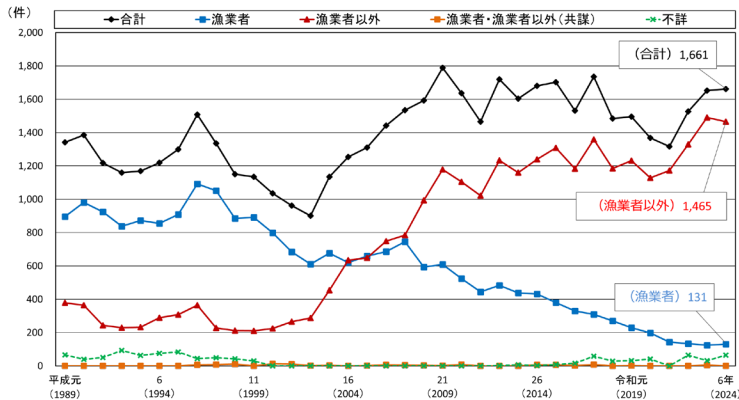
漁業権制度及び漁業許可制度の概念図



(3) 実効性ある資源管理のための取組

- 令和6(2024)年における全国の密漁の検挙件数は、1,702件(うち海面1,661件(被疑者不詳等65件含む。)、内水面41件)。近年は漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、近年は密漁の手口が悪質化・巧妙化。
- 水産流通適正化法により、漁獲番号等の情報伝達や取引記録の作成・保存等を義務付け。国内で違法採捕のおそれ大きいアワビ・ナマコ・全長13cm以下のウナギを特定第一種水産動植物とし、記録追跡等により違法に採捕された水産動植物の流通過程での混入を防止。
- 令和8(2026)年4月の漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律の施行後は、経済的価値が高く、厳格な管理が必要な太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)について、TAC報告義務違反の漁獲物の流通を防止。

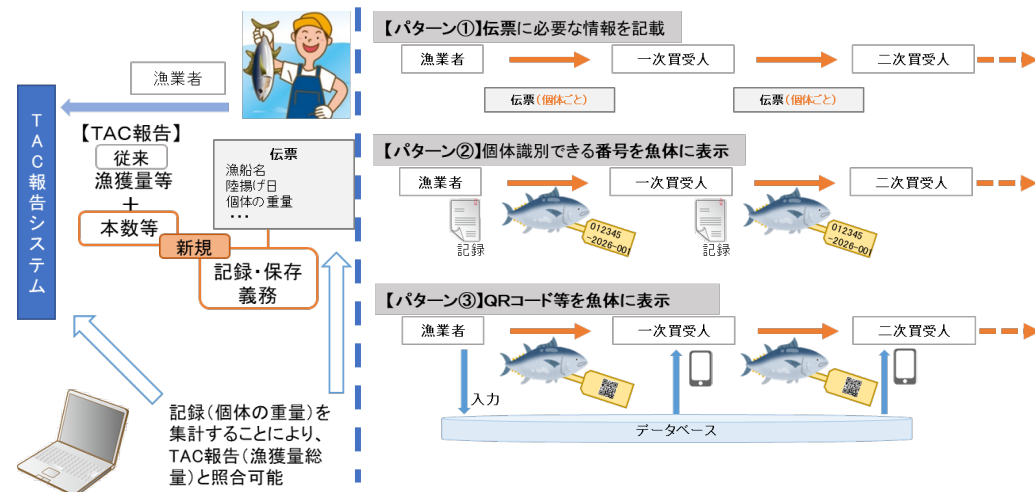
我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正後の制度の概要(太平洋クロマグロの大型魚)

TAC報告時の個体管理や取引時の情報伝達等の義務付け



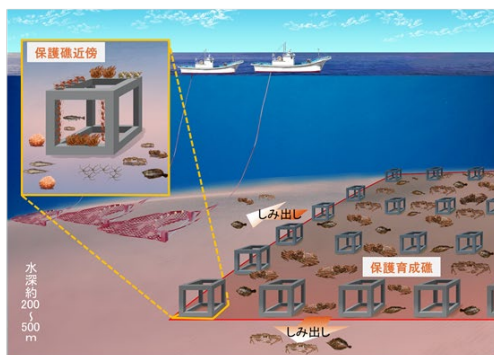
(4) 資源を積極的に増やすための取組、漁場環境をめぐる動き

- ▶ 種苗放流は、都道府県の栽培漁業センター等を中心に、ヒラメ、マダイ、ウニ類、アワビ類等全国で約70種を対象とし、地域の実情や海域の特性等を踏まえ、資源管理の一環として実施。
- ▶ 水産庁では、沖合域における水産資源の増大のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。
- ▶ 閉鎖性水域では栄養塩類の減少等が養殖ノリの色落ちやイカナゴ等の魚介類の減少の要因である可能性が示唆。瀬戸内海では瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、栄養塩類管理計画が策定され、水質改善と水産資源の持続的利用の両立を推進。有明海・八代海等では、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、関係県が環境の保全及び改善と資源回復のための施策等を実施。
- ▶ 水産庁は、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発・改良の支援、漁網のリサイクル推進に対する支援、環境省や都道府県等と連携した漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進等を実施。

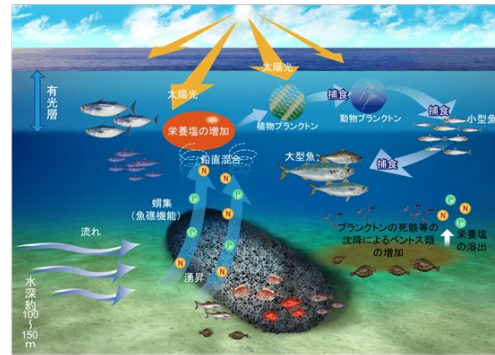
保護育成礁・マウンド礁のイメージ

漁具・漁網のリサイクル

①保護育成礁の仕組み(イメージ)



②マウンド礁の仕組み(イメージ)

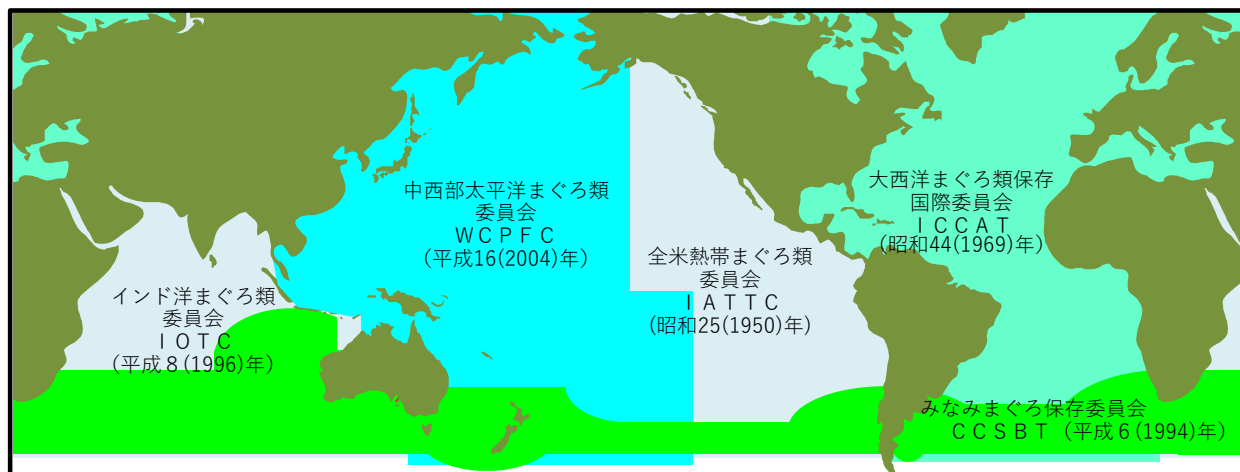


(1) 国際的な資源管理(その1)

国際的な資源管理の推進、地域漁業管理機関

- 我が国は、排他的経済水域(EEZ)内における水産資源の適切な管理を推進。サンマやサバといった我が国漁船が漁獲する資源は、外国漁船とも競合。我が国の資源管理の取組の効果が損なわれないよう、国際的な資源管理にも積極的に取り組んでいくことが重要。
- 国連海洋法条約では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、当該資源の保存及び利用のため、EEZの内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを規定。
- 世界のカツオ・マグロ類資源は、5つの地域漁業管理機関(RFMO)によって管理。
- WCPFC、IATTC、ICCAT、IOTCの4機関は、それぞれの管轄海域でカツオ・マグロ類資源を管理。南半球に広く分布するミナミマグロについては、CCSBTが一括管理。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



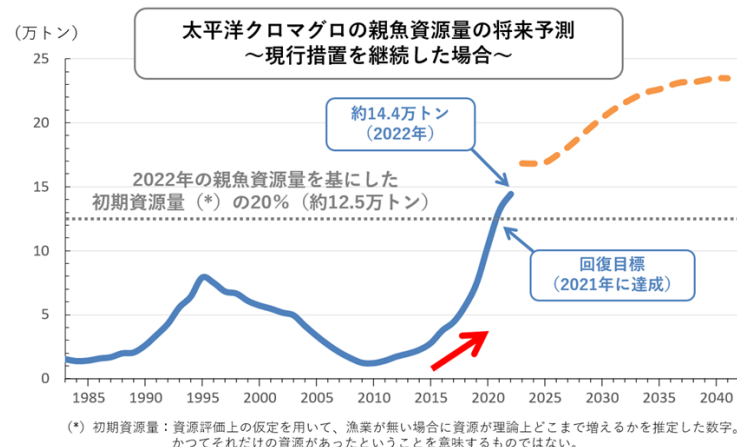
注:()は条約発効年。

(1) 国際的な資源管理(その2)

ア 地域漁業管理機関の動向

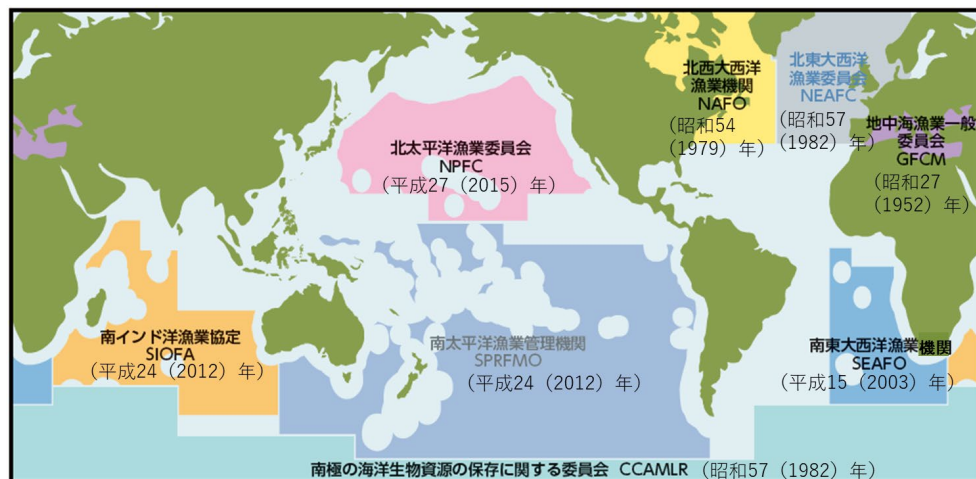
- ▶ 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) では、太平洋クロマグロの資源量が歴史的最低水準付近まで減少したこと等から、小型魚の漁獲量を大幅に削減する等の厳しい措置を導入。こうした資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向にあり、令和6 (2024) 年のWCPFC年次会合において、小型魚の漁獲上限を10%、大型魚の漁獲上限を50%増加することを基本とした措置を採択。
- ▶ 北太平洋の公海でサンマ、マサバ等の資源を管理する北太平洋漁業委員会 (NPFC) では、①サンマについて、令和7(2025)年における公海のTACを前年から10%削減し、12万1,500tとするとともに、沿岸国のEEZ内では8.1万t以内に抑制する措置、②マサバについて、公海における漁獲上限を前年の10万tから約3割削減して7.1万tとする措置等が合意。

最新の資源評価 (令和6 (2024) 年) ・ 将来予測 (令和7 (2025) 年)



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート (令和6 (2024) 年)、太平洋クロマグロの管理に関するIATTC・WCPFC北小委員会の合同作業部会会議文書 (IATTC-NC-JWG10-2025/IP-02) (令和7 (2025) 年) に基づき水産庁で作成

NPFC等のカツオ・マグロ類以外の資源を管理する
主な地域漁業管理機関と対象水域



注1：我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2(2020)年に脱退。

2：()は条約発効年。

イ 二国間等の漁業関係

- 我が国では、ロシア、韓国、中国それぞれの国と漁業に係る二国間の協定を締結。
- ロシアとの間では、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島昆布協定に基づき我が国漁船が操業。北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉は、ロシア側が応じていない状況が継続。
- 韓国及び中国との間では、現在相互入漁が停止。
- 台湾との間では、日台民間漁業取決めに基づき、適用水域における操業ルールの改善に向けた協議が継続。令和8(2026)年漁期の操業ルールについて、台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側漁業者団体の自主管理規約を実効性のあるものとする旨を規定することで一致。

(2) 捕鯨業をめぐる動き

- 我が国は、令和元(2019)年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会(IWC)等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

捕鯨業の対象種及び令和7(2025)年の捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業			基地式捕鯨業		
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ナガスクジラ	ミンククジラ	ニタリクジラ	ツチクジラ
捕獲枠	143	56	60	144	10	52
捕獲頭数	143	35	60	88	0	31
水産庁留保	0	0	0	0	0	0

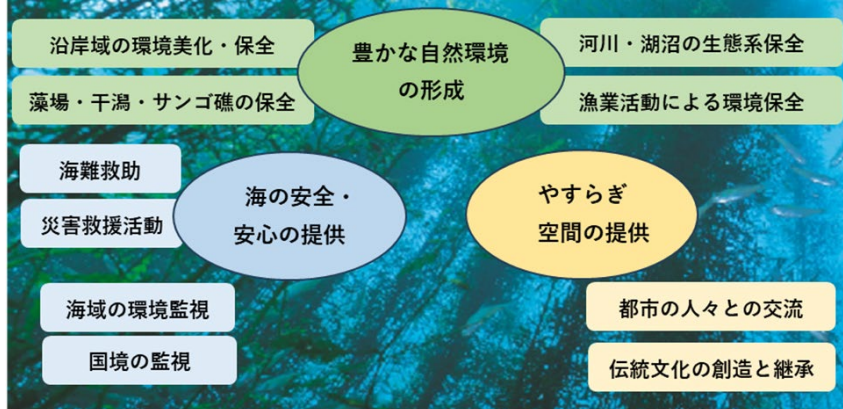
(1) 漁村の現状と役割

- 我が国の海岸線には多くの漁村が存在。漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあり、漁業以外の面では不利な条件下に置かれていることから、人口は減少傾向。
- 水産業・漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を有し、その恩恵は広く国民一般にも及ぶもの。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助訓練等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援。

水産業・漁村の多面的機能

新鮮で安全な食料を安定的に供給することが水産業や漁村がもつ本来の役割です。

多面的機能とは



多面的機能としての藻場・干潟の役割

- 藻場や干潟は、生活排水に含まれ沿岸域の汚染源となる有機物やチツソ、リンを吸収・分解することで水質や底質を浄化し、沿岸域の環境を守っている。
- 漁業者は、藻場においては母藻の設置等による藻場づくりや食害生物（ウニや植食魚等）の除去、干潟においては耕うんによる有機物分解の促進、浄水機能が高い二枚貝類の保護などの取組を通じて藻場や干潟を保全。



山川地区藻場保全会による藻場保全の取組
(ホシタワラ類の育苗投入)



明石地区明石浦防人会による浅場の保全活動
(浅場の海底耕うん)

(2) 海業の推進

- 漁村の人口減少や高齢化等により地域の活力が低下する一方、都市漁村交流人口は近年増加傾向で推移。
- 「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」である「海業」により、漁業利用との調和を図りつつ地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用。水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し根付かせることで、地域の所得と雇用の機会を確保。

海業の主な取組



漁港の食堂（千葉県保田漁港）



水産物直売所（福岡県鐘崎漁港）



漁業体験（兵庫県坊勢漁港）



渚泊（北海道歯舞漁港）

海業ポスター



水産庁
海業ポスター

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

- 平成23(2011)年3月の東日本大震災発生以降、復興に取り組み、全ての漁港において漁港施設の復旧は概ね完了。
- 一方、水産加工業の売上げの回復が課題であり、政府は、水産加工業者の復興を引き続き支援。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の計画的な放射性物質モニタリングを実施。
- 国際原子力機関(IAEA)の支援の下、海洋モニタリングデータの信頼性・透明性向上に向けた取組を実施。IAEAは「日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価。
- 当初、55か国・地域で、日本産農林水産物・食品の輸入規制措置等が講じられていたが、令和7(2025)年度には、輸入規制を維持する国・地域は5にまで減少。

(3) 福島県沖での本格操業に向けた取組

- 福島県沖では福島第一原子力発電所事故後、平成24(2012)～令和3(2021)年にかけて試験操業等が行われ、令和2(2020)年の水揚量は平成24(2012)年の122tから4,591tへと増加。
- 令和3(2021)年4月以降は自主的制限を段階的に緩和し、令和7(2025)年の水揚量は震災前比28%、金額は47%と未だ回復途上。
- 福島県産水産物の販路拡大に向け、全国イベントや福島県内での魚料理講習会の開催等、多様な取組を実施し、今後の本格的な漁業の回復につなげることが期待。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進

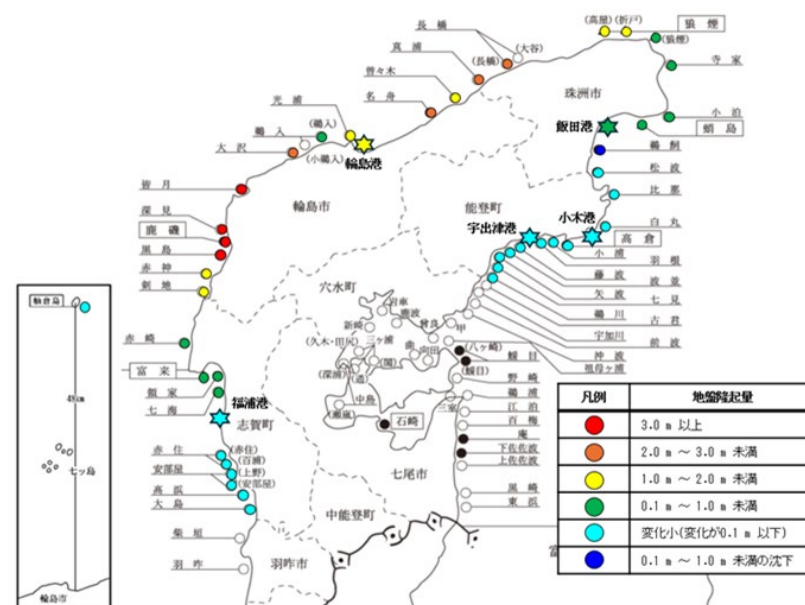
ア 水産業に関する被害の状況

- 令和6(2024)年1月1日に石川県能登地方で地震が発生。
- 漁港施設は、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等が損傷。石川県輪島市や珠洲市を中心とした外浦地域において、地盤隆起等により漁港施設に甚大な被害が発生。

イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

- 当面の操業に必要な漁港施設や共同利用施設の復旧の進捗により、漁獲が順調に回復。
- 令和6(2024)年1月19日に、本地震が非常災害として指定されたことにより、国による災害復旧事業の代行が可能。石川県知事及び珠洲市長からの要請を受け、一部の漁港で水産庁が代行工事を実施。
- 政府は、被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に向けた取組を実施。

漁港における地殻変動



※地盤変動の値は、調査における測量値および市町提供資料等による暫定値であり、今後変動する可能性もある。